(b)　四半期報告書を提出する会社において、次の事業年度開始後おおむね６箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（⑹ただし書の規定により四半期貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）を除く。）　当該次の事業年度開始後６箇月の経営成績の概要（四半期財務諸表（特定事業会社の場合には、中間財務諸表）の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(c)　四半期報告書を提出する会社において、次の事業年度開始後おおむね９箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（⑹ただし書の規定により四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。）　当該次の事業年度開始後９箇月の経営成績の概要（四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(d)　半期報告書を提出する会社において、次の事業年度開始後おおむね７箇月から９箇月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（⑹ただし書の規定により中間貸借対照表を掲げた場合を除く。）　当該次の事業年度開始後６箇月の経営成績の概要（中間財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(e)　次の事業年度開始後おおむね13箇月経過後に届出書を提出する場合　当該次の事業年度の経営成績の概要（財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

c　６箇月を１事業年度とする会社において、次の事業年度開始後おおむね７箇月経過後に届出書を提出する場合には、当該次の事業年度の経営成績の概要を前年同期と比較して記載すること。なお、財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。ただし、⑸ｂに規定する事項を記載している場合には、記載を省略することができる。

d　［略］

e　ｄに規定する事項を記載する場合には、最近事業年度における各四半期会計期間に係るｄ(d)に掲げる項目の金額（各四半期会計期間に係るｄ(d)に掲げる項目の金額に準じて算出したもの）について、各四半期会計期間の順に記載すること。

f　［略］

⑺　提出会社の株式事務の概要

［ａ～ｇ　略］

h　株式が振替株式（社債等振替法第128条第１項に規定する振替株式をいう。）である場合にあっては、株券の種類及び株式の名義書換えの欄の記載を要しない。

i　［略］

⑸　［略］

⑹　［略］

⑺　［略］

⑻　［略］

⑼　［略］

⑽　［略］

⑾　［略］

⑿　［略］

(b)　四半期報告書を提出する会社において、次の事業年度開始後おおむね６箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（⑹ただし書により四半期貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）を除く。）　当該次の事業年度開始後６箇月の業績の概要（四半期財務諸表（特定事業会社の場合には、中間財務諸表）の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(c)　四半期報告書を提出する会社において、次の事業年度開始後おおむね９箇月を経過した日から提出期間を経過する日までの間に届出書を提出する場合（⑹ただし書により四半期貸借対照表を掲げた場合を除く。）　当該次の事業年度開始後９箇月の業績の概要（四半期財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(d)　半期報告書を提出する会社において、次の事業年度開始後おおむね７箇月から９箇月までの期間を経過するまでの間に届出書を提出する場合（⑹ただし書により中間貸借対照表を掲げた場合を除く。）　当該次の事業年度開始後６箇月の業績の概要（中間財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

(e)　次の事業年度開始後おおむね13箇月経過後に届出書を提出する場合　当該次の事業年度の業績の概要（財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。）

c　６箇月を１事業年度とする会社において、次の事業年度開始後おおむね７箇月経過後に届出書を提出する場合には、当該次の事業年度の業績の概要を前年同期と比較して記載すること。なお、財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。ただし、⑹のｂに規定する事項を記載している場合には、記載を省略することができる。

d　［同左］

e　ｄに規定する事項を記載する場合には、最近事業年度における各四半期会計期間に係るｄの(d)に掲げる項目の金額（各四半期会計期間に係るｄの(d)に掲げる項目の金額に準じて算出したもの）について、各四半期会計期間の順に記載すること。

f　［同左］

⑸　提出会社の株式事務の概要

［ａ～ｇ　同左］

h　株式が振替株式（社債、株式等の振替に関する法律第128条第１項に規定する振替株式をいう。）である場合にあっては、株券の種類及び株式の名義書換えの欄の記載を要しない。

i　［同左］

⑹　［同左］

⑺　［同左］

⑻　［同左］

⑼　［同左］

⑽　［同左］

⑾　［同左］

⑿　［同左］

⒀　［同左］